

## 令和7年度 事務事業評価結果一覧

番号	事務事業名	事業の目的・概要・課題等	評価	今後の町の方針	担当課
1	公用車維持管理事務	5台の公用車を総務課で管理している。 平均年間使用率は119.0%となっている。 経過年数とともに老朽化が課題となっている。 リースを継続するか、買取とするか、それぞれのメリット・デメリットを改めて整理し、比較する必要がある。	要改善（3年以内に再検討）	自動車の購入価格が高騰しているため、現車両を可能な限り使用し続けると共に、購入とリースのコスト比較表を作成し、示すこと。なお、防災や脱炭素の観点でのEV車購入も併せて検討する。 さらに、上記については総務課分のみならず、他課分や出先機関とも一緒に行う。	総務課
2	民間賃貸住宅等建設促進奨励金事業（定住促進奨励事業）	賃貸住宅等を新築した者に対して所要の措置を講ずることにより、民間資金を活用した賃貸住宅等の建設を促進し、多様なニーズに対応した住宅供給による住まいの確保と定住人口の確保を目的とする。	要改善（3年以内に再検討）	町外事業者へのPR強化や建設地と建設費補助の一体となった支援策を構築する。また、町有財産を活用した民間賃貸住宅建設事業を新たな補助メニューとして創設する。 なお、町有住宅を活用した民間賃貸住宅事業の新たな補助メニューの予算化を目指すこと。 さらに、建設地と建設費を一体補助とする支援策や町有地を活用した補助メニュー改正案を策定する。	企画財政課
3	移住体験推進事業	豊浦町への移住を検討している者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる場を提供し、豊浦町への移住促進を図ることを目的とする。	要改善（3年以内に再検討）	移住体験住宅は、移住体験限定ではなく、ワーケーションや短期滞在型、ビジネス利用など幅広い活用として、稼働率を上げるとともに、地域とつながりきつかけとする施設に見直す必要があり、その見直しに移住や二地域居住希望者の裾野を広げることとなる。 よって、移住体験住宅の有効活用を図ること。また、移住体験住宅の管理方法の見直しを図り、管理委託が難しい場合は、売却も含めて今後のあり方について検討する。	企画財政課
4	アイヌ伝統的儀礼施設事業	【目的】伝統的儀礼の開催場所となっている礼文華海浜公園の再整備と、カムイノミ・イチャルバ施設の建設を行い、町内外の方にアイヌ文化を普及促進する。 【背景】豊浦町本町及び礼文華地区には明治初期までにアイヌ民族のコタンが存在しており、歴史的にアイヌ文化に関わりが深い。また、北海道豊浦アイヌ協会が伝統儀式の実施等でアイヌ文化の発信や伝承を積極的に行ってきた背景があり、本事業を実施している。	要改善（3年以内に再検討）	今後の施設の運営方法や在り方について検討を行う。 なお、通年での運営方法の見直しも検討する（自動出入りなど）	町民課
5	アイヌ協会会運営費補助事業	・団体の活動内容:アイヌ文化の振興発展(カムイノミ・イチャルバの開催) ・補助金交付の背景:先住民族アイヌの社会的地位の向上とアイヌ文化の保存・伝承及び振興発展 ・役場との関係性:協会の事務局を役場で担当している。 ・団体の財務状況:自主財源は寄付金のみ。	維持	他自治体と同様に、アイヌ協会の事務局を会員自らが担うよう、アイヌ協会と話し合いを行い、事務局体制について協議する。	町民課

令和7年度 事務事業評価結果一覧

番号	事務事業名	事業の目的・概要・課題等	評価	今後の町の方針	担当課
6	害虫駆除対策事業（ハチの巣・害虫）	個人住宅等に出来たハチの巣を駆除し、住民の安全・安心な生活環境の整備を目的に、駆除費用に対してその費用の一部を助成する。	縮小	補助金ガイドラインの趣旨を踏まえ、費用の1/2補助（上限額5,500円）とすること（公営住宅の入居者に係る部分は自ら駆除することとなっているため、補助制度は維持する）。 なお、町が補助していることを町民にしっかりと認識していただくために、補助金の委任払いも行わないこととし、補助申請者が自ら申請を行う仕組みとなるよう制度の見直しを行う。	町民課
7	資源回収助成事業	平成3年4月26日に施行された資源の有効な利用の促進に関する法律に則り、平成8年度からごみの減量と資源の有効活用を図るため、段ボール、新聞、古雑誌等の再生可能な資源物の回収に協力する団体と事業者に対し、助成金・手数料の支出を行う。	縮小	資源物回収事業者への助成を廃止する。 なお、今後は自治会や子供会の活動状況を見据え、本制度の在り方を検討する。	町民課
8	小型家電・古着回収事業	【目的】古着・小型家電を町民から無料回収し、再利用業者へ搬出することで、ごみの減量化と本来処分に掛かる負担金の削減を図る。 【背景】法律施行前は燃えないゴミとして西いぶり広域連合中間処理施設に運ばれていたが、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月1日に施行された。これに伴い、市町村の小型家電収集が本格的に開始され、事業者処理を委託している。	要改善（3年以内に再検討）	随時、収集運搬作業や費用の見直しを進め、費用及び人工の圧縮を図ることができる業者の選定を行う。	町民課
9	森林環境譲与税事業	森林環境譲与税を活用して市町村は「木材利用の促進」や「森林整備の促進に関する施策」を実施することになっている。この事業では私有林整備事業を中心に、町有隣整備事業（小規模）、森林管理システムの使用に関連する事業、町内林道や町内施設の修繕等を実施することにより、これらの目的に沿って、森林の一層の整備促進を図っている。	要改善（3年以内に再検討）	森林環境譲与税は一般財源のため、林業施策として真に必要な事業を精査した上でまずは充当し、剰余分については、企画財政課において充当事業を整理することとする。	農林課
10	観光協会運営補助事業	豊浦町における観光資源を生かした顧客満足度の高い観光商品を開発し、観光客誘致に活用することで外貨獲得や雇用創出の促進、地域住民が郷土に対する誇りと愛着を醸成する豊かな地域づくりを目指すとともに、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的に（一社）噴火湾とよら観光協会の運営に対して補助する。	要改善（3年以内に再検討）	補助対象経費を含めたこれまでの補助金支給の考え方と内部留保について示すとともに、補助金ガイドラインに沿った見直し案を示すこと。	水産商工観光課
11	商工振興事業	町内の商工業者に対して実施する経営や技術に係る指導やサポート振興のほか、商業振興、金融対策を行う豊浦町商工会の運営に対し補助する。	要改善（3年以内に再検討）	補助対象経費を含めたこれまでの補助金支給の考え方と内部留保について示すとともに、補助金ガイドラインに沿った見直し案を示すこと。	水産商工観光課

令和7年度 事務事業評価結果一覧

番号	事務事業名	事業の目的・概要・課題等	評価	今後の町の方針	担当課
12	商店街近代化事業補助金業務	本町通りなど商店街の近代化に向けた取組や各種イベント、美化運動など実施する豊浦町商店街協同組合に対し定額補助する。	要改善（3年以内に再検討）	補助金ガイドラインに沿って見直しを行うこと。	水産商工観光課
13	天然豊浦温泉しおさい管理運営委託事業	町民の心身の健康維持増進と福祉の向上及び地域活性化を図るとともに、広く町民や観光客への憩いの場を提供し、さらなる発展と効率化並びに長期的に健全な運営継続を目指すために、管理運営を委託する。	要改善（3年以内に再検討）	現状の指定管理事業者との協定書においては、修繕等が発生した場合の双方の費用負担範囲や、休業補償に関する記載がされていないなど、様々な不都合が生じている。 次の指定管理事業者の更新までに、協定書の内容を精査し、より明確な基準を設ける等の改善を行う。 なお、指定管理者の決定を行う前提に、プロポーザル方式でリニューアル内容を含めた提案を受け、リニューアルに係る費用の予算要求を行うこと。また、その選定にあたっては、ホテル業経営に精通していることも条件に入れること。	水産商工観光課
14	道の駅とよら管理運営事業	町民や来訪者に「安全と快適」及び「潤いと安らぎ」の場である休憩及び情報機能を提供するとともに、地域の振興、観光の推進、交流及び連携を図るとともに、さらなる発展と効率化並びに長期的に健全な運営継続を目指すために、管理運営を委託する。	要改善（3年以内に再検討）	指定管理料と指定管理内容の見直しを行うとともに、次期道の駅構想の提案を含めた指定管理者選定を行うこと。 また、プロポーザルに多くの事業者に参加してもらうよう、参加促進活動も行うこと。	水産商工観光課
15	労働費（雇用対策）事業	町内在住者に対する雇用機会創出対策事業として実施し、町民の雇用安定と所得向上に繋げるとともに、公共施設周辺の除雪や内部清掃、病弱等で除雪が困難な高齢者等世帯の除雪支援、町有林の枝打ち等を行い、福祉の増進及び高齢者等の生活維持を図ることを目的とする。	廃止・統合	現在の社会情勢を踏まえ、当初の目的は達成したと判断し、令和7年度をもって廃止する。 なお、本事業を活用したインディアン水車公園の災害復旧や展望公園開園に向けた除雪は、それぞれの予算において計上すること。	水産商工観光課
16	外国語青年招致事業	・豊浦町内中学校の英語担当教諭の指示による英語授業の指導 ・豊浦町内の小学校・中学校におけるクラブ活動、課外活動等に対する客員参加又は担当教諭の指示に基づく教育活動 ・一般町民（高校生を含む）を対象とした英会話教室等の講師及びその教材の作成 ・豊浦町教育委員会生涯学習課の所管する事業への客員参加 ・豊浦町教育委員会の行う国際交流事業の企画立案及び実施に対する助言等の国際交流活動 ・その他教育委員会に指示された事項	要改善（3年以内に再検討）	現在の外国語指導助手が本事業の目的に沿った活動内容になっているかを改めて精査するとともに、令和7年度中に更なる指導スキル向上のための研修に積極的に参加させること。 また、JET制度を活用した英語指導助手の増員を3年以内進め、幼児教育段階からの英語教育や小中学校の国際理解教育を推進すること。なお、JET制度の任期満了後に一般財源での採用は行わないこと。	生涯学習課

令和7年度 事務事業評価結果一覧

番号	事務事業名	事業の目的・概要・課題等	評価	今後の町の方針	担当課
17	豊浦町へき地複式教育研究会運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の資質と複式教育の技術向上を図る研究</li> <li>・複式教育経営上の諸問題についての研究と連携</li> <li>・複式教育振興に必要な教育施設・教具・図書資料の研究</li> <li>・優れた教育の紹介及び研究の促進援助</li> <li>・大岸小・礼文華小による集合学習の実施</li> <li>・研究授業の相互訪問</li> <li>・合同水泳学習・スキー学習の実施</li> <li>・実践記録集の発刊</li> </ul>	3年以内に廃止・統合	<p>大岸小学校の閉校時に研究会としては活動を終了すること。よって、事業内容を整理し、補助を終了することとするが、解散を見据え、精算額も考慮して予算要求を行うこと。</p> <p>なお、へき地教育に関する費用は礼文華小学校単体の予算で対応すること。</p>	生涯学習課
18	スポーツイベント開催業務	<p>スポーツの振興と普及を図ることで、豊かな活力ある生活や地域社会の確立に貢献する。ミニバレーボールなどの競技スポーツや、いつでもどこでもだれでも気軽に楽しめる軽スポーツ、高齢者や障がいを持たれている方が共に交流できるイベント、また、豊浦の自然を活かしたマリンアクティビティなど、スポーツの機会を提供し、健康増進・町民同士の交流の場を提供する。</p>	要改善（3年以内に再検討）	<p>更なるスポーツイベント参加率向上のため、個人スポーツやeスポーツに触れ合う機会を新たに創出し、目的の達成に向けて推進すること。</p>	生涯学習課
19	昆布岳開設業務	<p>登山道開設の経緯は不明。          “初心者でも気軽に登れる山”として、近隣はもとより、北海道内の愛好家には親しまれており、年間700～1,000名の登山者がいる。</p>	廃止・統合	<p>教育目的での登山道の活用は現在全くなく、教育資源として継続する必要性はないと主管課として考えている。          土地所有者の意向が変わり、継続使用が可能になったが、山岳会へ管理委託を打診し、委託できない場合、他の委託先も検討し、困難な場合は、町の管理は終了する。</p>	生涯学習課
20	豊浦町PTA連合会運営補助金事務	<p>児童生徒に対する教育は、学校だけで行われるものではなく、学校と家庭、地域が一体となってそれぞれの責任を果たすことが重要とされる。          胆振西部、胆振、全道とのつながりの中で、保護者相互の学び合い、子育てや家庭教育に関する情報の取得などが行われ、本町の児童生徒に対する教育の発展充実を図る。</p>	3年以内に廃止・統合	<p>豊浦町PTA連合会事務局（豊浦中学校）と協議の結果、令和8年度をもって解散することが決まった。          よって、令和8年度をもって補助を終了することとするが、解散を見据え、精算額も考慮して予算要求を行うこと。</p>	生涯学習課
21	調理委託契約事務	<p>安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、給食調理や衛生管理などに精通する業者に委託し、効率的な運営を図る。</p>	要改善（3年以内に再検討）	<p>児童生徒の減少に伴い学校数の減少を見据えたとき、古い施設の維持管理経費を確保するよりも、他市町の給食センターに調理依頼をし、各学校に配送する方式で給食の質を向上させることを検討すること。          また、民間業者が提供するスクールランチも視野に入れながら検討を進め、議会や保護者との協議を経て見直し方針を決定し、予算要求に反映させること。</p>	生涯学習課

令和7年度 事務事業評価結果一覧

番号	事務事業名	事業の目的・概要・課題等	評価	今後の町の方針	担当課
22	結核肺がん検診事業	多くの町民が検診を受診する事で結核や肺がんの早期発見・治療、結核の蔓延防止を図る。 コロナの影響で受診率が半減し、その後上がったものの伸び悩んでいる。	縮小	R8より集団検診の対象年齢を15歳から20歳以上に引き上げる。 高齢者をターゲットにし、下記受診率向上対策を行う。 ・国保病院での個別検診の勧奨（チラシの全戸配布） ・後期高齢者健診受診券送付時等にあわせ、当該検診の勧奨を行う ・高齢者サロンでの受診勧奨 ・保健推進委員の結核に関する知識の向上（研修）を図る。 なお、結核検診については、法令に基づき町が負担することとなっているため、現行どおりとするが、肺がん検診のみの場合は、他がん検診と同様に受益者負担を継続すること。	総合保健福祉施設
23	地域活動支援センター業務委託事業	地域活動支援センター事業は障害者総合支援法第77条第1項第9項の規定により市町村の必須事業となっており、「地域の実情に応じて市町村が創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能」となっていることから、豊浦町は、地域の実情に応じて実施要綱を平成19年3月に制定し、運営を社会福祉法人豊浦豊和会に委託しています。 【目的】創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するため、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。	縮小	「地域活動支援センター業務委託事業」は地方交付税措置の金額1,200千円に減額するとともに、残りの960千円については、地域生活支援事業補助金の「自発的活動支援事業」を活用する。（国1/2、道1/4） ただし、委託料の内訳を整理し、見直し案を示すこと。また、利用率向上に向けての方策を運営事業者と協議し、併せて示すこと。	総合保健福祉施設
24	高齢者コミュニティーセンター管理業務	高齢者コミュニティーセンターは昭和58年12月に、老人福祉の増進と自主的活動の推進を図るとともに健康づくりの拠点として設置された。 また、R2から福祉避難所として指定された。	要改善（3年以内に再検討）	設置条例の目的に沿った活動を実施できるよう、社会福祉協議会と協議を行うこと。	総合保健福祉施設